

重要事項説明書

1 事業所の概要

事業所名	あおばケアサービス
所在地	川崎市高津区久地 4-12-1 川辺ビル 201
事業所指定番号	神奈川県 第 1475303739 号
管理者・連絡先	武内 美紀 TEL 044-712-7029 FAX 044-712-7039
サービス提供地域	川崎市多摩区・高津区

2 事業所の職員体制等

職 種	従事するサービス種類、業務	人 員
管 理 者	事業所の管理	1 名
介護支援専門員	ケアプランの作成※2	5 名（常勤 5 名、非常勤 0 名）

※1 職員の配置については、指定基準を順守し資質向上のために研修の機会を確保しています。

※2 ケアプランとは、居宅サービス計画又は介護予防サービス・支援計画書を言います。

3 サービス提供時間

営業日	日	月	火	水	木	金	土	祝
		○	○	○	○	○		
営業時間	9:00～17:30							

(注) 年末年始 12月29日～1月3日は、お休みとなります。

土曜日、日曜日、祝日、年末年始の休業日ですが緊急連絡にてご対応出来ます。

※ 緊急連絡電話 044-712-7029 ※ 夜間帯・休業日も連絡可能です。

4 サービスの開始に当たって

- ① 複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること。
- ② ケアプランに位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができること。

5 サービスの中止（キャンセル）等

(1) 利用者がこの居宅サービス又は介護予防サービス等（以下「サービス」という。）に係わる訪問等のサービス提供を中止する場合は、事前に次の連絡先又は前記の介護支援専門員等の連絡先までご連絡ください。

連絡先 （電話）044-712-7029 （FAX）044-712-7039

(2) ケアプランの変更、事業者との連絡調整等について利用者が行った依頼等を取り消す場合も、速やかに上記の連絡先までご連絡ください。

(3) 利用者は、3 日以上予告期間があれば、契約全体を解約することもできます。

6 サービスの内容及び提供方法

【経過観察・再評価】

- ① 介護保険法等に定められた頻度、ご自宅を訪問し、ケアプランの実施状況の確認、解決すべき課題を把握します。
- ② ケアプランの目標に沿ってサービスが提供されるよう、指定居宅サービス事業者等の連絡調整を行います。
- ③ ご利用者様の状態について毎月モニタリング（評価・記録）を行い、状態の変化等に応じてケアプランの変更、要介護認定区分変更申請などの必要な対応は同意を得て行います。

【市町村への届出】

このサービスを受ける際には、その旨を市町村に届け出て、被保険者証に記載する必要があります。届出が困難な場合には、必要な支援を行います。

【留意点】

- (1) 利用者が自宅において日常生活を営むために必要なサービスを適切に利用できるよう、利用者の心身の状況等を勘案して、利用するサービスの種類及び内容、担当する者等を定めたケアプランを作成するとともに、当該ケアプランに基づいてサービス提供が確保されるよう事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- (2) 利用者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切なサービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう努力します。
- (3) 要介護状態又は要支援状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態になることの予防に資するよう行うとともに、医療サービスとの連携に十分配慮いたします。
利用者が病院又は診療所入院の際は、担当介護支援専門員の氏名及び連絡先を、当該病院又は診療所にお伝えいただきますよう、ご協力をお願い致します。
- (4) ケアプランの作成後においても、利用者やその家族、事業者等との連絡を継続的に行うことにより、ケアプランの実施状況を把握するとともに、利用者についての解決すべき課題を把握し、必要に応じてケアプランの変更、事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- (5) 前項のケアプランの実施状況、解決すべき課題等について適切な記録を作成・保管し、利用者に対して継続的に情報提供、説明等を行います。

【その他】

- ◆ 給付管理 サービスの実績管理（給付管理票の作成）を月単位で行います。
- ◆ ご利用者様が居宅において日常生活を営むことが困難になったと判断された場合、若しくはご利用者様が病院や介護保険施設等への入院または入所を希望された場合、病院や介護保険施設等をご紹介します。

7 利用者負担金

- (1) 利用料につきましては、厚生労働大臣又は都道府県市区町村の定める基準（以下「基準」とする）による金額となります。
ただし、要介護認定を受けられた場合には、介護保険制度から全額給付されますので、ご自分で負担される必要はありません。

(2) 保険料の滞納等がある場合、保険給付金が直接事業者を支払われないことがあります。この場合は、基準による金額をご利用者より直接頂戴し、あわせて事業所よりサービス提供証明書を発行させていただきます（後日、ご利用者から市区町村の窓口はこのサービス提供証明書をご提示されますと払い戻しされます）。

(3) 前出（1）によりご利用者ご自身に料金をご負担頂く場合には、月ごとの清算とし、毎月 25 日までに事業者より前月分の請求をさせていただきます。請求書を受取られてから 10 日以内にお支払いいただきますようお願いいたします。

お支払い方法は金融機関口座からの自動引落、集金のいずれかをご契約の際にお選びください。金融機関からの自動引落をお選びの場合、引落はサービス提供月の翌月 27 日とさせていただきます。

(4) 交通費

通常のサービス提供地域をこえる地域に訪問・出張する必要がある場合にはその交通費（実費）の支払いが必要となります。なお、事業所の自動車を使用した場合、1 キロメートルあたり 100 円の支払いが必要となります。

(5) 解約料

ご利用者は、いつでも契約を解約することができ、これに伴う解約料の発生はございません。

(6) 加算取得

【要介護認定者】

① ターミナルケアマネジメントを受けることに同意した利用者について、24 時間連絡できる体制を確保して必要なサービスを行った場合には、ターミナルケアマネジメント加算 400 単位を 1 回に限り取得します。

② 初回加算を ア．新規※にケアプランを作成する場合 イ．要支援者が要介護認定を受けた場合にケアプランを作成する場合 ウ．要介護状態区分が 2 区分以上変更された場合にケアプランを作成する場合に 300 単位取得します。

※新規とは、契約の有無に関わらず、当該利用者について、過去二月以上、当該事業所においてサービスを提供しておらず、報酬が算定されていない場合に、当該利用者に対してケアプランを作成した場合を指します。

③ 利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、ケアプランに記録した場合に通院時情報連携加算 50 単位／月を取得します。

④ 入院時情報連携加算、以下の算定要件を満たした場合、取得します。

ア 入院時情報連携加算（Ⅰ）入院した日の内に、利用者の必要な情報を提供した場合 250 単位/月

イ 入院時情報連携加算（Ⅱ）入院後 2 日以内に、利用者の必要な情報を提供した場合 200 単位/月

⑤ 退院時情報連携加算、以下の算定要件を満たした場合、取得します。

ア 退院時情報連携加算（Ⅰ）イ 退院時、医療機関等より、「カンファレンス以外の方法」により、利用者の必要な情報を 1 回受けた場合 450 単位/月

イ 退院時情報連携加算（Ⅰ）ロ 退院時、医療機関等より、「カンファレンス」により、利用者の必要な情報を 1 回受けた場合 600 単位/月

ウ 退院時情報連携加算（Ⅱ）イ 退院時、医療機関等より、「カンファレンス以外の方法」により、利用者の必要な情報を 2 回受けた場合 600 単位/月

エ 退院時情報連携加算（Ⅱ）ロ 退院時、医療機関等より、「カンファレンス（１回以上）」により、利用者の必要な情報を２回受けた場合 750 単位/月

オ 退院時情報連携加算（Ⅲ） 退院時、医療機関等より、「カンファレンス（１回以上）」により、利用者の必要な情報を３回受けた場合 900 単位/月

⑥ 要介護度による区分に関係なく、特定事業所加算（Ⅱ）421 単位/月を取得します。

【要支援認定者】

① 初回加算を ア. 新規※にケアプランを作成する場合 イ. 要介護認定が要支援者を受けた場合 ウ. その他加算を取得できる条件に該当した場合にケアプランを作成する場合に 300 単位取得します。

※新規とは、契約の有無に関わらず、当該利用者について、過去二月以上、サービスを提供しておらず、報酬が算定されていない場合に、当該利用者に対してケアプランを作成した場合を指します。

8 当社のサービスの方針等

事業所の介護支援専門員等は、要介護者等が居宅において日常生活を営むために必要な保健医療サービス又は福祉サービスを適切に利用できるよう、要介護者からの依頼を受けて、ケアプランの作成を行う。

事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

9 個人情報の保護

（１） 情報の保護および利用の制限

事業所は、業務上知り得たご利用者およびご家族等の個人情報を正当な理由なく第三者に漏らすことはございません。

ただし、ご契約書に定められた範囲内で必要な情報を提供させていただきますので、予めご理解ください。

（２） 個人情報の利用目的の変更

次に記載される事項に該当する場合は、必要とされる情報を提供するとともに、利用目的の変更についてご連絡いたします。

①法令に基づく場合。

②人の生命、身体または財産の保護のために必要であって、事前に同意を得ることが困難であるとき。

③国の機関もしくは地方公共団体、またはその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある、ご利用者の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

（３） 守秘義務の継続

この守秘義務は、ご利用者と事業者のご契約が終了した後も守られます。

10 研修の実施

事業所は、従業者に対し、常に必要な知識の習得及び能力の向上を図るための研修（外部における研修受講を含む。）を実施します。尚、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備します。

① 採用時研修 採用後 6 ヶ月以内（採用時には、感染症研修を別途行う）

② 継続研修 毎月 ③ 個人研修

（２）事業所は、適切な居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するため定期的に必要な研修を行います。

1 1 緊急時の対応

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、家族、主治医、救急機関等に連絡します。

医療機関等	主治医等の氏名
緊急連絡先	氏 名 連 絡 先

1 2 事故の対応について

事業者、介護支援専門員が、居宅介護支援を提供する上で事故が発生した場合は、速やかに市町村及び利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、ご契約者に賠償すべき事故が発生した場合は、誠意をもって速やかに対応いたします。

加入保険会社：あいおいニッセイ同和損害保険 ・種類 「介護事業者総合保険・傷害保険」

1 3 虐待の防止

事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を行う。

- ① 事業所内における虐待防止のための対策を検討する勉強会を定期的に開催し、周知徹底を図る。
- ② 事業所内において、虐待の防止のための研修を定期的に開催する。

1 4 感染症予防、まん延防止の対策

事業者は、事業所内において感染症が発生し、又はまん延しないように次の措置を講じます。

- ① 事業所内における感染症の予防又はまん延の防止のための勉強会をおおむね 6 カ月に 1 回以上開催するとともに、その結果を周知徹底する。
- ② 事業所は、感染症の予防又はまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

1 5 第三者評価

提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	実施無し
-------	------

1 6 相談窓口、苦情対応

（１）サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当社御客様相談コーナー	相談員(責任者) : 武内 美紀 TEL 044-712-7029 FAX 044-712-7039 対応時間 9:00 ~ 16:30 ※月曜日～金曜日：祝日を除く
-------------	---

(2) 公的機関についても次の機関において苦情申出等ができます。

市町村介護保険相談窓口	高津区 高齢・障害課 044-861-3255 多摩区 高齢・障害課 044-935-3266
神奈川県国民健康保険 団体連合会（国保連）	所在地 〒221-0003 横浜市西区楠木町 27 番 1 TEL 045-329-3400
介護予防支援の苦情について (介護予防ケアマネジメントは 対象外)	神奈川県国民健康保険団体連合会 介護保険課介護苦情相 談係 045-329-3447

(3) 地域包括支援センターについても次の機関において苦情申出等ができます。

高津区	リ・ケア向ヶ丘地域包括支援センター 044-865-6238 樹の丘地域包括支援センター 044-820-8401 溝口地域包括支援センター 044-820-1133	陽だまりの園地域包括支援センター 044-814-5637 すえなが地域包括支援センター 044-861-5320 わらく地域包括支援センター 044-799-7951 ひさすえ地域包括支援センター 044-797-6531
多摩区	菅の里地域包括支援センター 044-946-5514 よみうりランド花ハウス地域包括支援センター 044-969-3116 太陽の園地域包括支援センター044-959-1234	多摩川の里地域包括支援センター 044-935-5531 長沢壮寿の里地域包括支援センター 044-935-0086 登戸地域包括支援センター 044-933-7055 しゅくがわら地域包括支援センター 044-930-5151

17 ハラスメント行為への対応

事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

(1) サービス提供時において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

- ①身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為（身体的暴力）
- ②個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為（精神的暴力）
- ③意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為
- ④要求内容又は要求態度が社会通念に照らして著しく不当で過剰な要求、クレームや迷惑行為
- ⑤営業時間及び営業時間外の緊急性の低い頻繁な連絡（電話やメール等）や呼び出し行為

上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。

(2) ハラスメント事案が発生した場合、厚生労働省の指針等を基に即座に対応し、社内会議等により、同時案件が発生しない為の再発防止策を検討し、ハラスメントへの対応を行わせて頂きます。その際、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置を講じさせて頂く場合があります。また、必要に応じて、サービス提供担当者を変更させて頂く場合もあります。

(3) ハラスメントへの対応を行った結果、改善が見られず「正当な理由」が確認できた場合には、後任の事業所の紹介、その他必要な措置を講じさせて頂き、利用契約を解除させて頂きます。

(4) 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。

1.8 当社の概要

名称・法人種別	有限会社 野いちご
代表者名	石松 慶三
本社所在地・電話	〒230-0051 横浜市鶴見区本町通2-85-2 ニックハイム鶴見第6-101 TEL 045-504-2803 FAX 045-504-2804
業務の概要	居宅介護支援・訪問介護
事業所数	4事業所

【説明確認欄】

令和 7 年 月 日

サービス契約の締結にあたり、上記により重要事項について文書を交付し、説明しました。

事業者名 あおばケアサービス

説明者

サービス契約の締結にあたり、上記のとおり重要事項について説明と交付を受け、同意しました。

利用者 氏名

代理人又は立会人

氏名

(利用者との関係

)

☐ 担当するセンターと契約していません。センターの説明を省略します。

(介護予防ケアマネジメントの利用の場合は別途契約が必要です。)

あおばケアサービス 料金表

令和 7年 9月 1日現在

居宅介護支援サービス

居宅介護支援費（Ⅰ）（1月につき）

	取扱件数	単位数	費用総額	説明等
基本額	居宅介護支援（ⅰ）要介護1又2	1,086	12,076	1月につき
	居宅介護支援（ⅰ）要介護3、4又は5	1,411	15,690	
	居宅介護支援（ⅱ）要介護1又2	544	6,049	
	居宅介護支援（ⅱ）要介護3、4又は5	704	7,828	
加算額	初回加算	300	3,336	1月につき
	特定事業所加算（Ⅱ）	421	4,681	1月につき
	入院時情報連携加算Ⅰ	250	2,780	
	入院時情報連携加算Ⅱ	200	2,224	
	退院・退所加算（Ⅰ）イ	450	5,004	1日につき
	退院・退所加算（Ⅰ）ロ	600	6,672	
	退院・退所加算（Ⅱ）イ	600	6,672	
	退院・退所加算（Ⅱ）ロ	750	8,340	
	退院・退所加算（Ⅲ）	900	10,008	1月につき
	通院時情報連携加算	50	556	
	緊急時等居宅カンファレンス加算	200	2,224	
	ターミナルケアマネジメント加算	400	4,448	1月につき
事業所と同一敷地内建物等に居住する利用者の場合			所定単位数×95/100	
同一の建物に20人以上利用者が居住する場合			所定単位数×95/100	

介護予防支援サービス

令和7年10月1日より

取扱件数	単位数	費用総額	説明等
基本額	472	5,248	1月につき
初回加算	300	3,336	1月につき

※利用者負担額はありません。

運営基準に定められたその他の費用

※地域単価は11.12円（川崎市、2級地の単価）

通常の事業の実施地域を越えた所の交通費	通常の事業の実施地域を越えた所から公共交通機関を利用した実費を徴収する 自動車を利用した場合、片道分1kmあたり100円	通常の事業の実施地域は、川崎市高津区、川崎市多摩区とする。
---------------------	---	-------------------------------

【説明確認欄】 ☐ 料金表の内容について、説明しました。説明を受けた場合は、☒を入れてください。

令和 7 年 月 日 利用者 氏名 _____